

令和2年10月1日に

# 和牛遺伝資源の管理・保護のための 新制度がスタートしました

～我が国の宝である和牛の遺伝資源を保護するために～

**和牛遺伝資源の適正な流通管理及び知的財産としての価値の保護強化**に向けて、以下の2法が令和2年10月1日に施行されました。

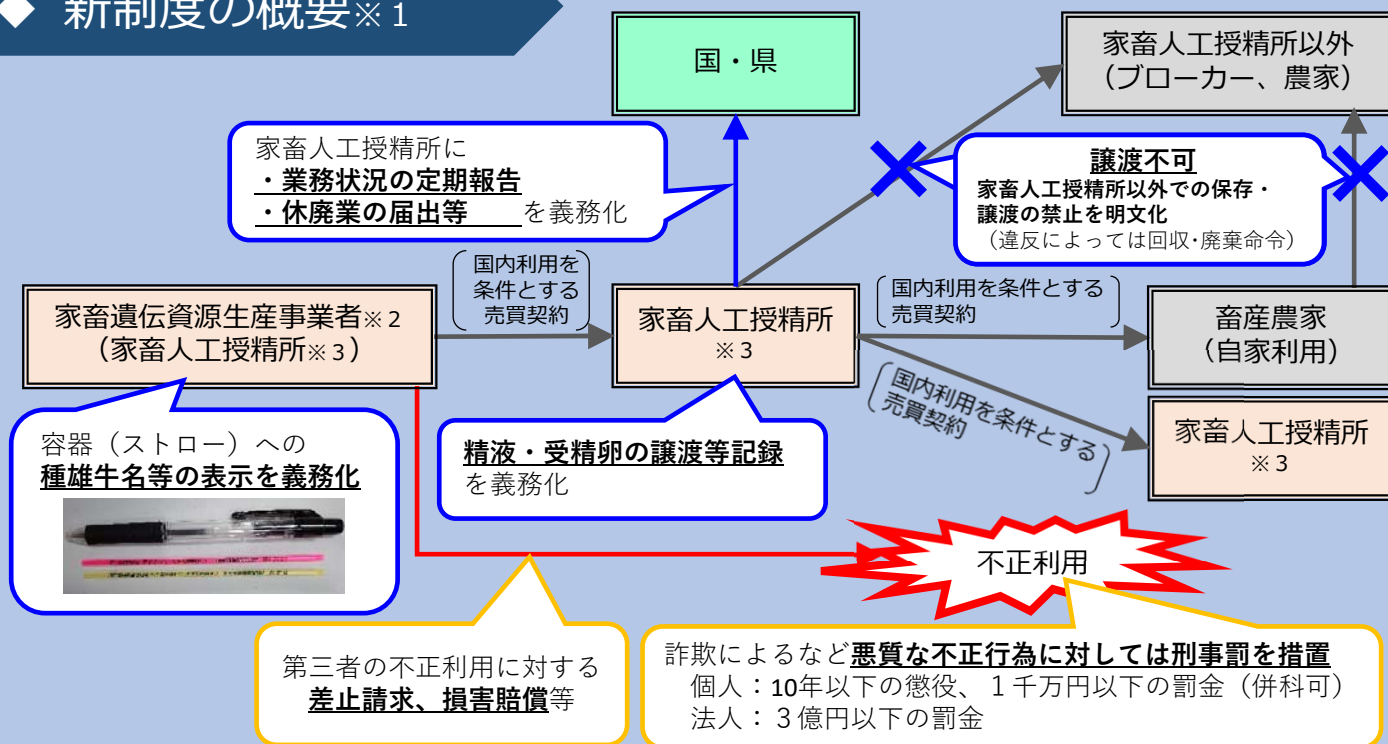
## ① 家畜改良増殖法の一部を改正する法律

➔ 精液・受精卵の流通規制の強化

## ② 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

➔ 契約の当事者ではない第三者の不正利用にも対抗できる新たな仕組みの創設（差止・損害賠償請求、刑事罰）

### ◆ 新制度の概要※1



※1 本図は、新制度のうち、特に精液や受精卵の適正な流通の確保を必要とするものとして農林水産大臣が指定する特定家畜（裏面参照）に係る制度の概要である。  
※2 家畜遺伝資源生産事業者とは、種雄牛等の家畜から精液・受精卵を採取・生産し、供給する家畜人工授精所を指す。  
※3 家畜人工授精所とは、家畜の精液・受精卵を生産・保管・譲渡する事業所であり、開設には都道府県知事の許可が必要。  
注) 青色は「家畜改良増殖法」の改正内容、黄色は「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止」に関する法律による措置内容。

## ◆ 新制度の対象となる特定家畜について

- 家畜人工授精用精液・受精卵のうち、経済的価値が高いなどその適正な流通の確保が特に必要なものを、品種ごとに「特定家畜人工授精用精液等」として農林水産大臣が指定します。
- 具体的には、和牛4品種（①黒毛和種、②褐毛和種、③日本短角種、④無角和種）およびそれら同士の交雑種が指定されています。



### 黒毛和種

◆ 被毛色は黒褐単色。和牛全体の95%以上を占め、我が国の最も主要な品種。肉質は特に脂肪交雑（いわゆる「サシ」）の面で優れる。



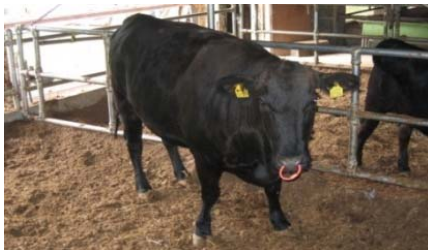
### 褐毛和種

◆ 被毛色は黄褐色から赤褐色。体質は強健で、特に耐暑性に優れ、粗飼料利用性も高い。主産県は熊本県及び高知県。



### 日本短角種

◆ 被毛色は濃褐色。粗飼料利用効率が高く、北日本の気候、風土に適合し、放牧適性が高い。主産県は岩手県。



### 無角和種

◆ 被毛色は黒色で黒毛和種より黒味が強い。早熟で、飼料利用性が高い。主産県は山口県。

お問い合わせ先  
農林水産省 生産局 畜産部 畜産振興課  
家畜遺伝資源管理保護室  
電話:03-3502-8111(内4913) メール:chikushin207@maff.go.jp

農水省 家畜遺伝資源

検索



農林水産省  
ホームページ